

住民税非課税世帯などに対する

物価高騰対策給付金を支給します

▶ 問合せ 健康福祉課福祉係 ☎ 25-3285

村では、物価高騰による家庭への負担増を踏まえ、住民税非課税世帯とその子育て世帯に対して給付金を支給します。

支給対象世帯(①・②)

①住民税非課税世帯

支給額 1世帯あたり3万円

対象世帯 令和6年12月13日時点で、昭和村に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯。

②低所得の子育て世帯【加算給付】

支給額 1児童あたり2万円

対象児童 物価高騰対策給付金(本給付金)の給付対象者と令和6年12月13日時点で同一世帯となっている18歳以下の児童。

※平成18年4月2日以降に生まれた児童

給付金の申請方法

▶ 令和5・6年度に受給したことのある世帯

申請不要です。同じ口座に3月末に振り込みます。

▶ 転入などで今回初めて該当になった世帯

対象と思われる世帯に対し、3月下旬頃、役場から確認書が届きます。必要事項を記入し返送してください。本人確認書類と口座確認書類を必ず添付してください。

不明点や詳細はお問合せください。

支給対象

① 令和6年度の「住民税均等割が非課税」の世帯

Yes

No

令和5・6年度に物価高騰対策給付金を受給した

対象外

Yes

No

申請不要です
同じ口座に支給します役場から確認書
が届きます
要返送

② ①に該当、世帯に「18歳以下の児童」がいる

Yes

No

令和5・6年度に物価高騰対策給付金を受給した

対象外

Yes

No

申請不要です
同じ口座に支給します役場から確認書
が届きます
要返送

18歳以上のお子さんがいる方へ

児童手当の多子加算手続きのお知らせ

▶ 問合せ 健康福祉課福祉係 ☎ 25-3285

児童手当の多子加算を受けるには申請手続きが必要です。22歳以下のお子さんを3人以上養育している方はご確認ください。

多子加算の対象

22歳以下の子が3人以上いる場合、多子加算の対象となります。その内、大学などへ進学または、同居している場合加算対象となります。

申請方法

健康福祉課にある「監護相当・生活費の負担についての確認書」へ①子どものマイナンバー、②学校名、卒業時期(学生)、③子どもの住所(別居)を記載し提出してください。

申請期限

4月16日(水)までに申請をしてください。期限を過ぎて提出された場合、提出日の翌月から加算適用されます。3月中でも申請できます。

多子加算の対象

22歳以下の子が3人以上いる

Yes

No

大学などへ進学する

対象外

Yes

No

多子加算
対象者
要申請多子加算を受けるには
申請が必要です。

同居している

Yes

No

対象外